

2月記者懇談会

令和3年2月26日(金)

午前11時 203会議室

出席者：みのわ新聞、長野日報、伊那ケーブルテレビ、信濃毎日新聞
事務局：山口、那須

町長月間予定 総務課

- ・月間行事予定の説明

町の主なトピックス（担当課PR分）

・みのわテラスについて（産業振興課 未来農戦略係）

みのわテラスが、4月3日（土）のオープンに向けて準備を進めています。

当面の予定にリニューアルオープン8時30分とありますが、現在調整中で、9時になる予定ですので改めてご連絡申し上げます。

平成29年1月から住民会議を持ちましての検討をスタートし、これまでありました直売所のリニューアル、ソフト面ハード面をどのようにしていったらよいか、町民の皆様へ愛され、農家の皆さんに役に立つ場所としてどうリニューアルしていったらよいかということ

を議論し、いよいよオープンになるものです。令和元年の終わりから一部の解体工事を始め、本年度につきましては主にリニューアル工事を実施してきました。その間、指定管理者として一帯の施設を管理していただく方を再募集させていただき、既にレストラン、加工所につきましては、新しい指定管理者で運営が始まっています。4月3日からは、この度オープンとなります一帯の中心となる農産物直売所ファームテラスみのわがJA上伊那様の運営でスタートし、また、これまで都市農村交流施設として使っていました施設につきましてはバイシクルメンテナンスショップ藤沢様、町内の自転車屋さんへ指定管理者に入ってもらって経営をスタートし、全体としてのグランドオープンを迎えます。

みのわテラスの概要につきましては、今月の町広報紙で特集させていただきましたのでご覧ください。

みのわテラスとしては、いくつもの機能を持たせていただきました。これまでの農の拠点ということに加えまして、観光、交流人口の増、防災といった機能も追加しまして、町



の新しいランドマークになっていくために、これからスタートしていきたいと考えています。

また、3月27日(土)11時から、やまびこテラスさんがここで開店一周年になるということと、いよいよみのわテラスが始まるということに合わせて、直売所の広いデッキのところでは西山胃袋鷺掴み市という飲食店合同で行っているイベントについて開催させていただく予定です。

レストラン、農産物直売所、農産物加工所、自転車屋さんの4者と町で協議会をつくって、オープン後どのような活動をしていくかということについての協議を昨年12月から進めています。各指定管理者どうしが連携してやっていくことに期待しているところです。

(資料に基づき説明)

町長) この施設は、農業や観光など、いろいろな仕組みを取り入れてあります。本来ですと、民間が実施すべきと思いますが、今の地方創生の進め方から見ると、ある程度行政が一定のものを創り出していかなければいけない状況にあるということで、今回の対応にしました。

その中で、今までみのわ振興公社、いわゆる町の外郭団体が実施をするということは、なかなか新しい発想とか事業展開ができないということがあります、これはやむを得ないのですが、これはみのわ振興公社が悪いのではなくどこもそうなのですが、そういう意味で指定管理方式が良いのかどうか分かりませんが、民間の力を借りて活性化を図るという趣旨でやらせていただきます。

非常に、挑戦的な内容になってはいるのですが、多角的な内容にもなっていますので、その辺を受け入れていただけるように努力しなければいけないと思っています。

それぞれの管理はもちろん指定管理者が行いますが、それをいかに総合的にシステム的に町がお手伝いできるかというところがキーだと思っています。

・小学校卒業生、保育園卒園児へのアルストロメリア贈呈について

(産業振興課 農業振興係)

現在、アルストロメリアの出荷が最盛期を迎えています。しかし、コロナの影響により全国的に各種イベント等が開催中止、縮小となっていることで、需要が落ち込んでいる状況にあります。そこで、花卉農家の支援ということを目的としまして、アルストロメリアを町で購入し、本年度の町内の小学校卒業生、保育園の卒園児に、それぞれ卒業、卒園の記念として贈呈をしたいと思いい計画しました。

お手元の資料は各小学校長、保育園の園長あて文書です。それぞれ卒業式、卒園式当日にお渡しいただくようお願いしています。

当日の花束は、出荷の規格で80cmのものを50cmに切り揃えまして、スリーブ入りリボン付きに仕立てたものです。配布本数につきましては、小学校が計267本、保育園が233

本の計 500 本を贈呈したいと思います。

目的は花卉農家の支援ですが、箕輪町を含めて上伊那はアルストロメリアの有数な産地です。こうした取り組みにより、卒業、卒園のお祝いをするとともに、地元の特産物を知る良い機会になればと思います。

なお、中学校の卒業生には、これまで同様に地域間交流事業として浜松市庄内地区より花束が配送されてきます。3月18日に中学校卒業式がありますので、その前日17日に中学校に約300本の花束が届きます。

(資料に基づき説明)

記者) 出荷規格と花束規格は違うのですか。

⇒ 通常出荷する規格は80cmのものですが、長いので卒園児でも持てるように、50cmに統一させていただきました。

記者) リボンなど仕立てるのは誰が行うのですか。

⇒ JA様をお願いしています。

記者) 昨年も同様の取組みをしているのですか。初の取組みですか。

⇒ これまでは庄内地区より、小中学校卒業生、保育園卒園児に花束をいただいていたが、今年から、義務教育課程最後の中学校卒業生のみになりました。それに代わり昨年10月には庄内学園から町内各小学校にクラス分のポットマムをいただいたり、そういったことに代わってきました。

今年、小中学校卒業生、保育園卒園児には、庄内地区からの花束に代わり、花卉農家支援を兼ねて地元の特産品を贈るといことです。

記者) アルストロメリアは町内産と紹介してよろしいですか。

⇒ JA上伊那へ農家さんが出荷したものですので、地元の特産品という紹介をお願いします。

・新型コロナワクチン接種について(健康推進課 健康づくり支援係)

箕輪町では、医療機関での接種と保健センター等での接種の併用となります。優先順位を書いておりますが、3月1日には医療従事者向けのワクチンが届くようになっており、こちらに関しましては県でのとりまとめになっています。2番の65歳以上の方からが町でのとりまとめになりますが、先日24日の報道でご存じのとおり、ワクチンの遅延が確定的になりました。4月の中旬ぐらいにクーポン券を



発送し、5月から7月中旬までにお1人2回の接種をする予定になっています。その後、16歳から64歳の方になり、一括でクーポンを発送します。それは5月下旬の予定になっています。その後、電話やWEBで予約をしていただき、基礎疾患を有する方については7月～9月の予定、それ以外の方は10月～12月の予定で接種をすることを考えています。

住民の皆様には、クーポン券送付時に同封する予定になっています「新型コロナワクチンの説明書」を読んでおいていただき、効果や副反応について理解していただくようお願いいたします。2番目ですが、心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、血が止まりにくい病気、免疫不全で治療・投薬を受けている方は、定期通院の折に主治医に「接種の可否」を聞いていただくようお願いいたします。但し、接種を受ける受けないに関しましてはご自身の判断になりますので、よろしくお願いいたします。

予約につきましては、65歳以上の方に関しましては2月10日発送で意向調査を行っています。それを基に、日時と場所を指定してのご案内になります。変更に関しましては、電話で受け付けて予約を取り直す形となります。16歳～64歳の方に関しましては、電話かWEBか複数の方法で予約できるようにしていきたいと思っております。

接種のリスクと基礎疾患の病状というところで分けて考えていただき、できるだけ集団免疫につながるよう大勢の方に受けていただけるようお願いしたいと思います。

現在、体制確保について準備を進めているところです。26日19時から医師会との懇談会で、詳細について打合せをしていく予定になっています。

(資料に基づき説明)

町長) 意向調査の状況は、どのようになっていますか。

⇒ 現在、とりまとめをしている最中ですが、約5,000世帯に調査票を発送し、4,435通の回収となっています。88.7%の回収率です。その内、約3,900通は接種希望で、78%の方が希望されています。残りの方は、検討中と接種しないというご意向ですが、ほとんどが検討中ということになっています。

町長) 町へのワクチン配送状況は。

⇒ 先日の報道によると、4月12日に長野県に1箱約1,000人分のワクチンがきます。その次の週に10箱、その次の週に10箱となっていますが、大きな自治体から配送されると考えると、4月26日の週にやっと箕輪町にくるのではと予想しており、5月スタートと計画しているところです。

記者) 一般の方、一番遅い方だと12月ぐらいの接種になってくるかと思われませんが、5月にクーポン券を発送すると半年以上先になりますが、紙媒体で送って保管しておいていただくということになるのでしょうか。

⇒ 全国一律で「接種クーポン券」というものが発行されます。なぜ5月かと言いますと、予約をしなければいけないということがあり、そして基礎疾患を有する

方については町の方で把握できませんので、自己申告での予約になると思います。
そのために、全員一緒に発送するということになります。

記者) 集団、個別の2パターンあるということですが、接種会場も予約の時にご本人様を選ぶということでもよろしいでしょうか。

⇒ 64歳以下の方は、そのようになります。

システムの中では、まず会場を選んでいただき、そこを開くとカレンダーのようなものが出てきて、何日の枠が空いているか確認いただき、空いているところを予約するというイメージです。

記者) ワクチン説明書は、国の手引きのようなものがあると理解してよろしいでしょうか。

⇒ 厚生労働省のホームページにも載っていますので、そちらを送ろうと思っています。

記者) 外国籍の方が多いという箕輪町の特徴がありますが、やさしい日本語、多言語対応はどのようになっていますか。

⇒ 職員で通訳できる者がいますので、そちらと相談しています。今回送りました意向調査につきましても、対応していただいています。

記者) 意向調査の際に接種を希望しないと回答した方については、途中で接種しなくなった場合にも対応可能なのですか。

⇒ 可能です。今回接種しないあるいは検討中と答えていただいた方にも、クーポン券は発送させていただきます。改めて電話で予約していただければ結構です。完全予約制で行わないとワクチンのロスが出てしまいますので、とにかくお電話いただくという形をとりたいと思います。

記者) 対応窓口は、いつ頃設置でどのようになりますか。

⇒ 3月17日までには専用回線をご用意します。

町長) 高齢者の場合は、意向調査に基づいて日時場所を指定するので、予約はいらないのですよね。

⇒ そうです。希望すると回答された方は、そのようになります。そうでない方は、役場の専用回線に電話を入れていただくという内容の通知を送ります。

・申請書等の押印見直しについて（総務課 総務係）

国は、7月に押印等について、コロナの影響もあり出来るだけ見直しを行うように助言

をしました。その後国では、15,000件ぐらいある手続きの内、83件以外は全部押印をもらうことはやめるということで、地方公共団体にも積極的な取り組みを進められてきています。

町の動きとしまして、まず9月に町長より指示があり、10月に第一次押印調査を実施しました。こちらは、基本的にはお客様からご提出いただく様式がどのくらい数があって、押印不要に出来そうなものがどれくらいあるかという数量調査を実施しました。11月になり総務課で押印見直しに係るガイドラインを作成し、判断基準を作りました。押印が引き続き必要なもの、押印は不要だが署名が必要なもの、記名のみ、この3つになります。

記名のみというのは、例えばコンピュータで打った字ですとかゴム印ですとか、そういったものを言います。

押印がどうしても必要なものの中には、国等の法律でまだ継続して押印を求められているものですとか、他団体で定められていて押印が必要といったものもあり、どうしても必要なものは押印を求めるようになっています。

署名ですが、同意書とか確認書とか承諾書とか、どうしてもご本人様の承諾が必要となる場合に署名を求めるようにしています。

12月になり、副町長を座長とした押印見直し検討会を立ち上げまして、この素案について検討しました。

1月に入り、ガイドラインの判断基準に基づいて各課で判断したところ、様式総数が1,071様式で、押印必要が223、署名必要が299、記名のみが517、検討中が32でした。これについて、現在、総務課で全様式を点検しています。各課によって判断基準の解釈にばらつきがあるため、各課との調整をしているところです。

おそらく押印を求めていた様式の2/3ぐらいは記名のみになっていくかと考えています。

3月下旬に押印の義務付けを廃止する規則ですとか要綱を定めて、一括での改正を予定しています。また、中には一括改正の対象外のものがありますので、それについては各課で対応していただくようになります。

3月になりまして、町の皆様向けにホームページや広報紙を使って周知を図っていきたいと思います。

いずれにしましても、4月からはこの押印廃止に基づいて、いろいろな様式から押印を求める行為を町の申請については無くしていくことを目指していますので、よろしく願います。

今回はお客様から提出いただく申請書等を優先しましたので、今後、役場の中の事務的な押印についても見直しが必要になってくるかと思っています。

また、国では、押印廃止以外にも書面規制や対面規制等の見直しや、電子申請や郵送申請等を推奨していくように言われていますので、そちらの方も4月以降、順次進めていきたいと思っています。

記者) 押印の廃止に伴って、申請書あるいは様式の数自体は減らないのですか。

⇒ 様式自体は、もともと必要最低限のものかと思っていますので、今回の見直しを機に、各課の判断で減らすものも若干あるかとも思いますが、様式自体が減るわけではありません。

記者) 電子申請等のシステムというのは、箕輪町としては構築されている部分がありますか。

⇒ 一部、長野電子申請サービスを使って申請できるものもありますが、まだまだその分野は進んでいませんので、今後進めていかなければと思っています。

記者) 記名のみにならない判断基準 1、2 に当てはまるもので、町民に身近なものは、例えばどのようなものが挙げられますか。

⇒ 補助金ですとか、町から交付するものにつきましては、今までほとんどが記名、押印でしたが、その人の口座しか振り込む対象がないといった場合は申請書につきましても請求書につきましても、一切押印が必要なくなります。

人だけではなく企業様からも同様ですので、基本は押印の必要のないのですが、逆に企業様の場合には、代表者が署名をできなかつたりするので、そのような場合に、社印押印というのは一部には残っていくかとは思っています。

その辺は、変えたことによって相手方に負担にならないように運用していきたいと思っています。

・テレワーク環境整備について（総務課 ICT 推進係）

テレワーク専用の端末を、対象者に配布しました。町長、副町長、教育長、課長、係長、保育園長、保育園主任に端末を配布し、通常の業務でも利用していただくようにしています。その他の係員と会計年度任用職員に対しては、貸出用の端末を用意し、必要な場合に借用できるようにしました。

テレワーク端末の導入の効果ですが、4つ挙げさせていただきます。

1. 働き方改革ということで、テレワークの導入によりまして柔軟な働き方を選択することが可能となります。

2. 業務の効率化です。場所を選ばず、出先機関とのWEB会議が可能となりまして、移動時間を削減できます。出張時や庁舎外での打ち合わせ等に業務用のメールや資料を閲覧、編集することが可能となります。災害発生時等には、地区派遣職員に端末を所持させ、避難所と成り得る各公民館との迅速なやりとりが可能となります。

3. 有事の際の業務継続ということで、災害発生時や新型コロナウイルス等の感染症対



策としまして、ネットワークに接続された環境であれば場所を問わずに、業務継続が可能となります。

4. ペーパーレス会議です。今後、無線LAN環境を順次整備していくことにより、各会議室や打ち合わせなどでペーパーレスの会議が可能となります。

最後ですが、業務を効率化、スリム化していくことにより、事務に費やす内向きな目線の時間を減らし、行政サービスのための外向きの目線の時間を増やせることが考えられます。きめ細かな行政サービスを提供していきますので、引き続きよろしく申し上げます。

記者) 端末を外部に持ち出し自宅のネットワーク等につないだ場合に、外部からのウイルス等の攻撃に対する問題はないのですか。

⇒ 高度なウイルスにやられた場合は庁舎内でも影響はあるのですが、端末を限定して、貸出用の端末や係長以上に配布した端末だけが庁舎内のネットワークに入れるようにしたことと、庁舎内に入ってくる時に、UTMという特別な機械をかませることにより、そこで一定のウイルス等を除去できますので、そこを通した段階で安全なものとなして入れるようになっています。

直接、庁舎のネットワークに入ってくるのですが、そこがLWANの環境だったりインターネットの環境というわけではなく、もう1つ別の環境に入ってきて、そこからその環境を覗いている、画面転送しているだけということになりますので、直接サーバー側には影響はありません。

記者) 今後、係長以下の職員にも運用を広げていくということですか。

⇒ テレワークにつきましては、3月1日から所属長が認めれば係長以下の職員にも適用されるという運用で進めていきます。

記者) 町長に質問ですが、意思決定のスピードが速まったり働き方改革につながるものが想像される一方で、役場外の皆さん以外の会議等がテレの環境でなされることで、例えばこれまでどこかで集まって行っていた時に議事録をとる人であるとか、何か紙に残すような人がいるのが、少しそういう手間を担う人が少なくなると、責任の所在というのがぼやかされるという危険性が無いのかと少し気になりますが、その辺はいかかでしょうか。

町長) そこはやってみないとわかりません。通常の会議をテレワークで行おうと思っているわけではありません。個人でできる業務をテレワークという形で実施するというのを基本のベースに置いているわけで、機械と仕事をしようとしているわけではないので、そういうことはないし、あってはいけないと思います。

要するに、基礎自治体のような所での業務の内容は、やはり住民に近いところの業務ですので、本来テレワークに馴染むかどうかは議論になるところです。ただ、業務の中には十分自宅またはその他の施設でも可能な業務もありますので、

そういったものを全て役場の中だけでやらなければいけないということではないと思いますので、十分な自己管理と合わせて、職場としての管理と両方備えれば、働き方改革にはつながっていくと思っています。

それと、住民の理解というのもテレワークには必要な部分もありまして、公務の世界にはそういう難しさはあります。民の一企業の中だけで可決できるものではありませんので、住民の皆様に理解をいただくような形でないとテレワークは実際には進んでいかないのではないかと、そのような心配はしています。

町長コメント

私の方からは2点だけお願いします。

1点は、これから4月に向けて、いろいろな多方面の方を職員として採用していきたいという中に、地域おこし協力隊員の採用を考えています。来年度4人を採用したいということで、採用決定通知をご本人の方へ出ささせていただきました。現在、太田さん1人しかいないという状況であって、いろいろな経験とか知識とかをお持ちの方を町の中へ取り入れていく1つの手段として地域おこし協力隊があると思っています。そういう意味では、今回、つながり人口をどのように拡大していくかとか、今ある施設をどのように活用していくのがよいのか、町の職員ではなかなか発想できないようなことをやっていただきたいと思っています。お陰様で8人の応募があり、面接等させていただき4人の方を採用することになったということで、ありがとうございます。当町が今まであまり積極的でなかったのは、基本的に協力隊によって移住・定住が進むということはよしとしていたのですが、町の業務を補完をすると言いますか、ある意味で机を役場に置いて補完をするような業務を考えていました。今でも私はそれが本来の筋だと思っているのですが、今地域で起きていることは、ある一定のミッションを持ってフリーに活動することで、それが結果的に地域おこしにつながったり、行政だけではできないことが実現していくというような形で地域おこし協力隊の動き方が出てきていまして、成功例も隣接の市町村にもありますので、その辺の考え方を改めて、今回は採用をさせていただきたいと思っています。結果的に、町のブランディングになったり起業のようなものが、本人を含めて、周辺も含めてつながっていくのではないかと期待をして、少し協力隊に対する考え方を改めていきたいと思い、4人を採用させていただくことにしました。

もう1つ、観光戦略プランの概要をお配りしましたが、箕輪町が観光なんてなんだと外面から見るとするのですが、観光戦略プランを策定させていただきました。今まで、産業としての観光というのはあまり意識をしませんでした。やはり箕輪町のベースは製造業でありますので、そういったところを主眼に置きながら、農業はもちろんですが、そういったことで考えていまして、産業として観光を捉えるという発想はあまりなかったわけですが、今回、私としては初めてそういった意味合いの戦略プランに作られています。これは、今までは他の産業のベースになる自然とか景観を守っていくとか、町のブランド力を高めるとか、イベントの際に活用するとかいう意味合いで観光を捉えていたのですが、

この戦略プランは、まさに産業として商売として観光を考えましょうというプランニングを、それぞれの委員の皆様の結実したもので、一番最初に観光商品の開発とプロモーションとなっています。私は、その考え方に躊躇したのですが、大方の意見がそのようにまとまって、まずは商品の開発から入りましょうということになりました。町の観光に関わる考え方を軌道修正して、単なる観光資源ということではなくて、ここから産業として捉えられるように、これから着実に考えていきたいと思っています。今まで訪問客の割合で日帰りが圧倒的に多いとか、消費額が県内の平均の 1/3 とか 1/4 とかそういうレベルで、これは観光立地されている大型の資源、例えば松本城とか上高地とか諏訪湖とか、そういうものがないのでなかなか難しいですが、そういった今までの観光から、いわゆる、コト観光ということでしょうか、そういう観光に移していくには、箕輪町でも戦略によっては対応できるのではないかという、ものの考え方を変えて、観光も一つの産業だというように考えてプランを作りました。これが発表になりましたので、またご覧になっていただいて、お考えをまたいただければ、こういう観光資源の少ないところでいかに地域づくりをしていくかという、ある意味難しいものでして、人づくりと同じように観光も難しい場面の一つですから、ご意見を賜ればありがたいとご紹介させていただきました。

よろしく申し上げます。

記者) 地域おこし協力隊員についてですが、募集していた職種というかミッションが3つだったと思いますが。

町長) 分けて募集してみたものの、重複するようなところがあります。人柄とか考え方については了解しましたので、もう少し具体的なところは話してみたいということになっています。

皆さん基本的には4月1日任命を予定していますが、ご本人様の都合にもよります。移住が入らなければいけない部分もありますので。

定例記者懇談会次第

令和3年2月26日（金） 午前11時00分
箕輪町役場 203会議室

1 開会

2 町長月間予定

3 町の主なトピックス

- ・みのわテラスについて（産業振興課 未来農戦略係）
- ・小学校卒業生、保育園卒園児へのアルストロメリア贈呈について（産業振興課 農業振興係）
- ・新型コロナワクチン接種について（健康推進課 健康づくり支援係）
- ・申請書等の押印見直しについて（総務課 総務係）
- ・テレワーク環境整備について（総務課 ICT推進係）

4 町長コメント

5 質疑

次回開催日程 令和3年3月25日（木）午後1時30分 203会議室

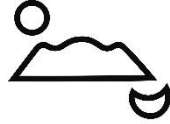
箕輪町長 当面の予定

		内 容	場 所	備 考	
3月1日	月	9:00	町議会3月定例会開会	議場	
		19:00	日赤奉仕団任命式	大会議室	
3月2日	火	9:00	連絡事務嘱託員長会	大会議室	
		14:00	庁議	大会議室	
3月3日	水	9:00	一般質問打合せ	町長室	
		11:00	広域連合議会定例会	伊那市役所	
3月4日	木	9:00	一般質問打合せ	町長室	
		13:20	伊那中央行政組合理事者会		
		14:50	広域連合正副連合長会	いなっせ	3階
		16:20	天竜川上流治水協議会		5階
3月5日	金	9:00	一般質問打合せ	町長室	
		19:00	最終正副分団長会(写真撮影)	箕輪消防署	
3月6日	土				
3月7日	日				
3月8日	月	9:00	議会一般質問	議場	
3月9日	火	9:00	議会一般質問	議場	
		17:30	高校新人戦全国大会出場激励	町長応接室	なぎなた 男子 伊那北 松尾さん(松島)
3月10日	水	13:30	産学連携商品「モクチャ」完成報告	町長応接室	ヒットコンボジツト 塩澤社長
3月11日	木	9:30	公民館大学・学級閉校式	町文化センター	
		13:15	挨拶来訪	町長応接室	少年野球連盟
3月12日	金	18:30	萱野高原活性化委員会総会	三日町公民館	
3月13日	土				
3月14日	日				
3月15日	月	9:00	町議会3月定例会最終日	議場	
3月16日	火	10:00	空き家空き地バンク協定	辰野町役場	
		19:00	歯科医師会懇談会	大会議室	
3月17日	水	10:00	推奨土産品審査会	地域交流センター	
		14:00	町企業振興審議会	産業支援センター	
3月18日	木	8:15	箕輪中学校卒業式	箕輪中学校	
		13:30	災害廃棄物処理協定締結式	伊那市役所	4階庁議室
3月19日	金				
3月20日	土	9:00	町内小学校卒業式	西小学校	
3月21日	日				
3月22日	月	10:00	上伊那生協看多機ふうりん竣工式	上伊那生協病院南	
		13:30	伊那中央行政組合議会	伊那市役所	
3月23日	火				
3月24日	水	9:30	保育園卒園式	松島保育園	
		15:00	西部箕輪土地改良区総代会	地域交流センター	
3月25日	木	13:30	定例記者懇談会	203	
		16:00	防災会議	講堂	
3月26日	金				
3月27日	土	19:00	消防団任命式	町文化センター	
3月28日	日				

3月29日	月	17:00	みのわ振興公社取締役会	ながた荘	
3月30日	火				
3月31日	水	11:00	年度納めの式・退職職員等辞令交付式	講堂	
		16:10	伊那中央行政組合辞令交付式	伊那中央病院	
4月1日	木	9:00	辞令交付式・年度初めの式	講堂	
		10:00	庁議	講堂	
		18:15	伊那中央行政組合辞令交付式	伊那中央病院	
4月2日	金				
4月3日	土	8:00	みのわテラスオープンセレモニー	みのわテラス	
4月4日	日				

令和3年3月行事予定表

日付	曜日	時間	内容	場所	担当課	問い合わせ先
1日	月					
2日	火	9:00～	連絡事務嘱託員長会	役場	総務課	内106
3日	水					
4日	木					
5日	金					
6日	土	10:00～12:00	第7回 みそ部(大豆の選別)	上古田公民館	産業振興課	内165
		13:10～	移動図書館車 地区巡回	町内6カ所	図書館	79-6950
7日	日					
8日	月					
9日	火					
10日	水					
11日	木	9:00～12:00	公民館大学・学級 合同閉講式/文化講演会	文化センター	公民館	79-2178
12日	金	10:10～11:30	ふれ愛あそび	文化センター	子ども未来課	71-1560
13日	土	10:30～	お話こんには	図書館 世代間交流室(なごみ～な)	図書館	79-6950
14日	日					
15日	月					
16日	火					
17日	水		庄内地区花束受け取り(配送)	箕輪中学校	企画振興課	内236
18日	木		中学校卒業式	箕輪中学校	学校教育課	70-6603
		10:30～	おはなしくまさん	図書館 世代間交流室(なごみ～な)	図書館	79-6950
19日	金					
20日	土		小学校卒業式	各小学校	学校教育課	70-6603
21日	日					
22日	月	10:30～11:10	運動あそび	子育て支援センター「いろはほけっと」	子ども未来課	71-1560
23日	火	10:00～11:30	WEB系在宅ワーク入門セミナー	産業支援センター	企画振興課	内233
24日	水	9:00～11:25	鶴亀講座	交流センター	国保医療係	内136
			保育園卒園式	各保育園	子ども未来課	内125
25日	木	14:00～14:30	ふれ愛あそび	子育て支援センター「いろはほけっと」	子ども未来課	71-1560
26日	金					
27日	土					
28日	日					
29日	月					
30日	火					
31日	水					



記者懇談会資料
令和3年2月26日

みのわテラスのオープンに向けて

1 みのわテラス設置の経過

平成29年1月～11月 にこりこー帯にぎわい会議及び提言～
指定管理者の募集／施設の改修（リニューアル工事）

2 みのわテラスの概要（別冊みのわの実3月号／予算プレス資料）

3 当面の予定

3月下旬 関係者・プレス向け内覧会

3月27日（土）11：00～

やまびこテラス開店1周年 西山胃袋鷺掴み市

4月 3日（土）8：00 リニューアルオープン式典

8：30 みのわテラスリニューアルオープン

4 その他（各指定管理者の事業計画）

みのわテラスについて

み

のわ町では、建設から20年を過ぎる農産物直売所一帯のリニューアル工事を行い、「みのわテラス」としてオープンします。レストラン、農産物直売所、農産物加工所、交流施設の4施設からなる一帯は、見直し検討を開始した平成29年からすべての施設で指定管理者を新たに求め、これまでの「農」を中心とした機能を強化しながら、観光・交流人口の増・防災といった機能を加え、町の新たなランドマークとしてオープンします。

「町民が行きたくなる場所へ」という住民会議からの提言をもとに、店舗としての魅力に加えて、雄大な山並み景観を眺めるテラスを直売所前面に設置し、遊具を設置した緑地を設け、自転車を楽しめるフィールドと店舗を作るなど、訪れたい理由と居場所としての心地よさも大切に考えました。町民の皆さんに愛され、訪れたい場所として、ぜひご期待ください。

や

まびこテラス(レストラン&カフェ)

直売所と連携し、地元食材の魅力を発信します。夏イチゴをはじめ、季節の果物を使ったスイーツ、みのわの牛肉を使った料理、クラフトビールなど、地元の新しい味をお楽しみいただけます。(外装塗替)(有)やまびこ化成工業

フ

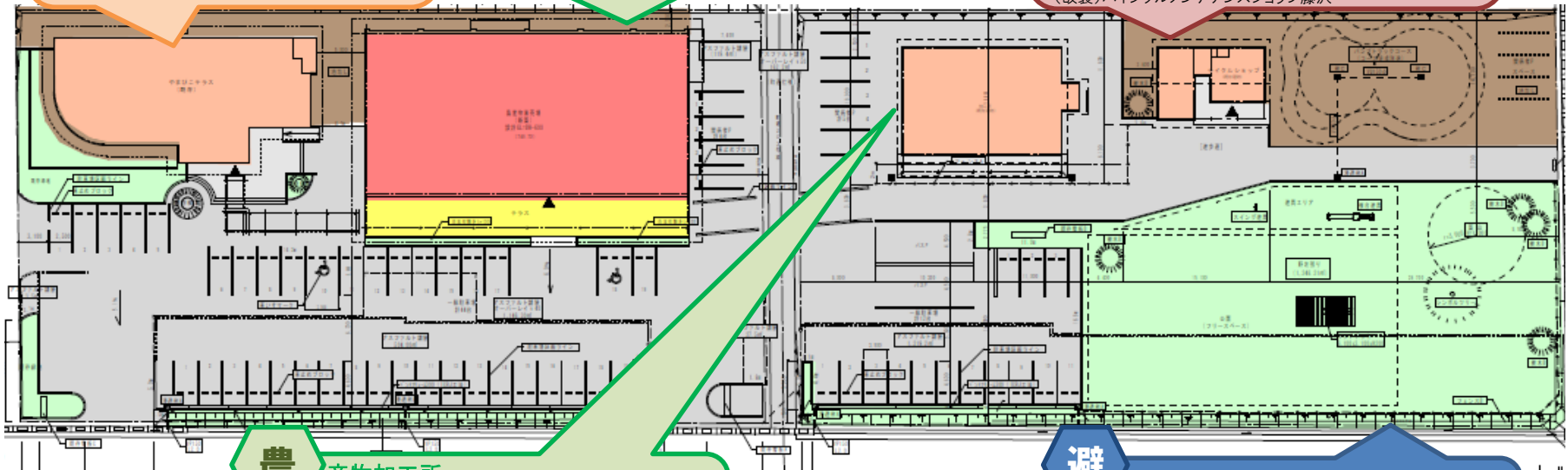
ファームテラスみのわ(農産物直売所)

強い販売力に加えて、作付から指導できるJAの運営へ。豊富な品揃えで、テラスの賑わいの中心になります。学校給食への食材提供を担うとともに、選果場に近接し、八乙女共撰も合併。売上、取扱量とも倍増を目指します。(直売所建替え)上伊那農業協同組合

サ

サイクルテラス(自転車販売&メンテナンス)

自転車店がオープン。上伊那広域で展開するサイクルツーリズムの拠点として、また地域の魅力を伝える手段として、Eバイクの貸し出しやコースづくりを行います。店舗に隣接して子供向けのコースパンブトラックを整備。自転車を楽しむ文化を発信します。(改装)バイクメンテナンスショップ藤沢



農

農産物加工所

町内産農作物等の受託加工を中心に、町の加工所として、加工文化を広め、6次産業化や特産品づくりの拠点としてご利用いただけます。(フェンス設置)みのわ加工棟

避

難地

一帯を災害時の車両避難地として位置づけ、芝生の広場と防災倉庫を整備します。また、複合遊具を設置します。

みのわテラスの生み出す価値

①農業応援団計画のエンジン

○現状と課題 “農の担い手の減少と高齢化”

箕輪町の農畜産業産出額は、横ばいから微増(H30 24.5千万)だが、販売農家数が15年で半減(2005年 1055戸→2020年推計 570戸) 種別では兼業農家の、年齢では65歳未満の廃業が著しい
販売農家の平均年齢 68.8歳 高齢化率75.1% (2015センサス)

○みのわテラスにできること

- ①売れる直売所(大きな出口)を身近に作ることで、農家所得の向上・出荷環境の向上による営農の継続
- ②みのわの地元食材のおいしさを伝える「やまびこテラス」/地元食材の加工を楽しめる「農産物加工所」
- ③地元の新鮮な農作物が手に入る・作れる環境の価値化(「農ある暮らしを楽しむ部活動」「朝市の開催」)
- ④農を中心にした以上の施設運営と、発信による交流人口の増

○事業の展開



みのわテラスの生み出す価値

②みのわのランドマークとして、訪れたい場所

○みのわテラスを訪れたい、いくつもの理由

【全体】

- ・雄大なアルプスを眺める眺望を楽しめるテラス
- ・対外的に分かりやすい、箕輪町のランドマーク
- ・朝市や近隣飲食店の臨時出店、緑地を利用したフリーマーケット、ひょう害応援市など、活気のあるイベント
- ・子供を連れていける、複合遊具のある緑地
- ・駐車しやすい広めの駐車場

○直売所

いつ行っても欲しいものがある、取扱豊富な直売所／特に果物の充実は上伊那一（共撰・選果場統合）

○レストラン

箕輪町の紹介として、町外の人を連れていける場。「みのわの味」が楽しめるレストラン

子供を連れて、ゆっくり話せるカフェ / いちごおり、天龍牛、クラフトビールなどの新しい箕輪の味の提供

○加工所

小規模な加工文化のお手伝い。ひょう害などの果樹の活用や、ジャム加工など専門家が支援 オリジナル商品も

○サイクルテラス

キッズ向けのミニコース、パンプトラックがオープン。通学や通勤とは違う自転車のある暮らしの楽しみを体験。

サイクリストの集まる場として、新たな風を吹き込みます。

○みのわテラスの情報発信

みのわテラスホームページにて核施設の情報を掲載&リンク。通常の情報発信はSNSを中心に展開。

指定管理者と町担当課で協議会を作り、施設が連携して行うイベント等についても随時企画。

チラシの全戸配布などで積極的に広報を進めます。

※道の駅の認定については、今後駐車場の拡張や周辺農地との連携について協議していく中、一帯がエリアとしての完成が見えてきたところで、財源とともに判断します。

みのわテラスの生み出す価値

③地産地消から、地消地産へのシフト

学校給食の地産地消を推進する目的

- ①生産者 自分たちの作る野菜で、「子供たちが育つ」という生産者の生産意欲の向上を図る
- ②児童生徒 給食を通じて地域で生産される農畜産物を知ること、農への関心を高めることができる
- ③地域ブランド 学校給食に地域食材の供給を進めている取り組みが、町の教育のブランドに

目標 地産地消率と使用品目の向上 令和3年度町内産農産物の利用率目標 35%

生産 JA上伊那による学校給食用食材を作る農家への作付け指導 供給不足分の地消地産へ

指標 町内産へのこだわりを持ちつつ、上伊那産の供給量を指標へ変更

品目 主要6品目として定める野菜

○これまでの実績

年	28年	29年	30年	31年	31年度使用量		
					総使用量t	供給量t	供給不足t
キャベツ	45.0%	38.5%	51.2%	38.9%	9,429	3,667	5,762
きゅうり	16.3%	8.0%	11.6%	2.7%	3,617	99	3,518
はくさい	58.6%	37.2%	41.2%	50.4%	3,536	1,784	1,752
玉ねぎ	19.7%	5.2%	19.8%	32.0%	8,206	2,628	5,578
にんじん	16.1%	4.2%	19.2%	6.7%	5,262	350	4,912
じゃがいも	32.9%	27.2%	40.7%	40.1%	6,440	2,583	3,857
町平均	31.4%	20.1%	30.6%	28.4%			
県内産	49.6%	41.7%	47.7%	45.2%			

みのわテラスの生み出す価値

④ 周辺農地との連携・利用による面的な価値向上

○ 東側果樹団地との連携や、農地利用の方向性の協議

- ① 生産農地としての、生産しやすさに配慮した品目の調整
- ② 一部収穫体験での利用

○ 西側農地の利用方策の協議

- ① 見込まれる駐車場不足への対応
- ② 今後の大きな農地利用等についての方向性
→ 生産者、地権者、農業委員会、JA、役場農政担当、みのわテラス協議会(指定管理者)で協議



令和3年2月24日

小学校長 様

箕輪町長 白鳥 政徳

卒業生及び関係者へのアルストロメリア贈呈について

日頃より町政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在コロナ渦の影響により、全国的に各種イベントが開催自粛となっていることで町内のアルストロメリアの需要が落ち込んでいる状況にあります。

そのため、花き農家の支援を目的にアルストロメリアを町で購入し、本年度の小学校卒業生及び関係者（卒業生の担任教師など）へ卒業記念として贈呈したいと存じます。

つきましては、別紙日程でアルストロメリアを配達しますので、卒業式当日に卒業生等にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

【見本】

アルストロメリア

出荷規格：80cm×1本束

花束規格：50cm

スリーブ入りリボン付き



※各学校の配布本数は別紙のとおりです。

※花束入れ容器は使用后、役場産業振興課へご返却ください。

箕輪町役場 産業振興課 農業振興係
(課長) 高橋英人 (係長) 潮田孝則 (担当) 戸田勝利
電話：79-3111 内線 167,168 FAX：79-0230

令和3年2月24日

保育園長 様

箕輪町長 白鳥 政徳

卒園児及び関係者へのアルストロメリア贈呈について

日頃より町政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在コロナ渦の影響により、全国的に各種イベントが開催自粛となっていることで町内のアルストロメリアの需要が落ち込んでいる状況にあります。

そのため、花き農家の支援を目的にアルストロメリアを町で購入し、本年度の保育園卒園児及び関係者（卒園児の担任など）へ卒園記念として贈呈したいと存じます。

つきましては、別紙日程でアルストロメリアを配達しますので、卒園式当日に卒園児等にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

【見本】

アルストロメリア

出荷規格：80cm×1本束

花束規格：50cm

スリーブ入りリボン付き



※各保育園等の配布本数は別紙のとおりです。

※花束入れ容器は使用后、役場産業振興課へご返却ください。

箕輪町役場 産業振興課 農業振興係
(課長) 高橋英人 (係長) 潮田孝則 (担当) 戸田勝利
電話：79-3111 内線 167,168 FAX：79-0230

小学校卒業生・保育園卒園児への花束(アルストロメリア1本 + スリーブ入り + リボン)

箕輪町小中学校 令和2年度卒業児童・生徒数

学校名	卒業生数	職員数	予備	合計	卒業式日程
箕輪中部小学校	100	7	5	112	令和3年3月20日(土)
箕輪北小学校	56	6	4	66	
箕輪南小学校	14	8	2	24	
箕輪東小学校	24	7	2	33	
箕輪西小学校	22	8	2	32	
小計	216	36	15	267	
中学校	223	25			令和3年3月18日(木)
合計	439	61			

※職員数は、卒業クラスの担任 + 特別支援学級の先生

箕輪町保育園 令和2年度卒園児童数

保育園名	卒園児童数	職員数	予備	合計	卒園式日程
沢保育園	43	2	3	48	令和3年3月24日(水)
上古田保育園	16	2	2	20	
松島保育園	46	4	3	53	
木下北保育園	23	2	2	27	
木下南保育園	15	2	2	19	
三日町保育園	15	2	2	19	
東みのわ保育園	15	1	2	18	
長田保育園	23	2	2	27	
若草園	1		1	2	令和3年3月26日(金)
合計	197	17	19	233	

※職員数は、年長クラスの担任

合計	413	53	34	500
----	-----	----	----	-----

箕輪町 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業

接種の方法 → 医療機関での接種 + 保健センター等での集団接種

優先順位

1 医療従事者

3月1日の週にワクチン配送あり。

2 65歳以上
高齢者施設従事者4月中旬にクーポン券発送→5月～7月中旬までに1人2回接種3 16～64歳の
基礎疾患を有する者5月下旬にクーポン券発送→電話やwebで予約→7月から接種
※基礎疾患を有する者の枠（7～9月）と一般枠（10～12月）に分ける予定（自己申告）

4 16～64歳の者

今後も変わる可能性があります

接種日までに住民の皆様にとってほしいこと（厚生労働省からの案内）

- 1 クーポン券送付時に同封する『新型コロナワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応について理解しましょう
- 2 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、血が止まりにくい病気、免疫不全で治療（投薬）を受けている方は、定期通院の折に主治医に「接種の可否」をきいておきましょう（接種を受ける受けないの判断はご自身です）

予約

- 1 65歳以上の方は、意向調査を基に、日時と場所を指定して通知。変更は電話で受け付ける。
- 2 16～64歳の方は、電話かwebで予約。

箕輪町申請書等の押印見直し経過説明報告書

総務課

【背景】

新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークや在宅ワークが推奨されるなか、行政においても役場に出向かないで申請等ができる環境の整備が求められている。

国は、令和2年7月、総務省通知を発出し、押印等の見直しに積極的に取り組むよう助言した。

さらに、11月に内閣規制改革推進室が公表した国の改革状況は、全14,992件の手続きのうち、登記印や登録印（印鑑証明を添付）を求める83件以外の全ての押印について、原則年度内に廃止する方針を明確にした。

また、内閣府は、12月に「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定し、全地方公共団体に対し、積極的な取り組みを薦めている。

【町の動き】

令和2年9月	町長から押印見直しについての指示あり。
10月	「第1次押印調査」を実施。全課を対象に、申請書など、お客様から提出いただく様式で押印を求めているものの数量調査を実施。様式総数1,133、押印不要736、押印必要397との調査結果であった。
11月	総務課で「押印見直しに係るガイドライン（素案）」を作成 ・判断基準1…押印が必要（主に国等により押印が求められているもの） ・判断基準2…署名が必要（主に本人の意思を担保する必要があるもの） ・判断基準3…記名のみ（上記判断基準1及び2に該当しないもの）
12月	副町長を座長とする「押印見直し検討会」を立ち上げ、素案について検討
令和3年1月	国から示された「押印見直しマニュアル」の内容を踏まえ、素案を修正後、第2次押印調査を実施。ガイドラインで示した判断基準に基づき、各課で判断したところ、様式総数1,071、押印必要223、署名必要299、記名のみ517、検討中32であった。
2月～3月	第2次押印調査結果を受け、総務課で全様式を点検。ガイドラインの判断基準の解釈にバラつきがあるため、各課との調整作業中。
3月下旬～	・「押印の義務付けを廃止する」規則、要綱等を定め、一括改正を予定 ・今後、一括改正の対象以外のものについて、随時、各課で例規改正予定
3月～	住民、団体及び事業者の皆さまに向け、町の広報やホームページ、地域新聞等を通じて、周知を図る。
4月	押印廃止規則等の施行。

※条例改正が必要な3件については、今回3月定例議会に上程済み。

※今回の押印見直しは、申請書等を優先したため、今後、内部事務書類への押印についての見直しも必要になる。

※国が推進する「書面規制」や「対面規制」の見直しも行う必要があり、電子申請や郵送申請などを推進・推奨していくことも求められている。

箕輪町申請書等の押印見直しに係るガイドライン

Ver1.0 総務課作成

1 目的

行政手続きにおける個人、団体及び事業者（以下「町民等」という。）の負担を軽減し、利便性を図ることを目的に、町民等に求めている氏名欄への認印の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

2 用語等の定義（本ガイドラインで扱う用語の定義は、以下のとおり。）

（1）印鑑の用語

登記印：法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印

登録印：①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印

②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印

③その他特定の手続きで使用するものとして登録した印鑑

認印：印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印

（2）その他の定義

法令等：法律、政令、省令、告示、通知等

条例等：条例、規則、規程、要綱、要領等

署名：自署すること

記名：氏名を記載すること（ゴム印、代筆、印刷されたものを含む）

3 国等の状況

国では、国民や事業者等が法令に基づき国・地方公共団体等に対して行う行政手続の中で、押印を求めている手続は、全部で14,992手続あるが、存続する83手続は、いずれも印鑑証明が必要なものや、登記印・登録印とし、あとは廃止又は廃止する方針を打ち出した。原則として年内に、各省庁において政省令等の改正を行うこととした。また、法律改正が必要なものについては、2021年度中に一括改正法案を提出する予定。

※『認印』については、押印が求められている趣旨に対する効力が極めて限定的であるとされ、国会答弁においても、『認印』は個人の認証としての効力は乏しいとの見解が示されている。

4 町の方針

令和2年12月18日付府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣による「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」を受け、『箕輪町申請書等の押印見直しに係るガイドライン』に基づく押印の見直しを行うこととした。これにより、一部の例外を除き、原則として、全ての行政手続において、押印を不要とするよう見直し、令和3年4月1日からの運用を行う。

《 判 断 基 準 》

【判断基準1】 押印が必要なもの

（1）登記印・登録印による押印を求め、且つ、印鑑証明書の提出を求め照合することが、「法令等」「条例等」「当町以外の組織団体」により定められている場合

（2）地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書

・契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。

※契約書に基づく「委任状」「見積書」「請求書」「領収書」などは含まない。

※契約書の作成が省略される場合であっても、契約に基づき作成される「請書」「請求書」などは含まない。

（3）国及び県の「法令等」「条例等」、又は「当町以外の組織団体」により押印が義務付けられているもの

（4）町が定める「条例等」の条文・様式で押印を求めているもののうち、押印が求められている趣旨（表1参照）に照らして押印を求める合理的理由が認められる場合で、他の手段（表2参照）により押印が求められる趣旨を代替不可能なもの

表1 〈押印が求められている趣旨〉

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	表2に示すとおり、本人確認の手法は押印の他にも多数存在し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されるものである

表2 〈押印が求められている趣旨を代替する手段の例〉

1	本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のPDFでの添付
2	他の書類添付による本人確認
3	電話やウェブ会議等による本人確認
4	窓口、実地調査等の機会（対面）における確認
5	継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出
6	本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
7	ID/パスワード方式による認証
8	署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）

【判断基準2】 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- (1) 国及び県の「法令等」「条例等」により署名が義務付けられているもの
 - ・署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの
 - ・補助金や手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請のうち、本人以外の口座に給付してしまうおそれのあるもの（振込先が本人口座に限られる場合を含まない。）
 - ・その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (3) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの

《判断基準2の留意事項》

※何らかの理由により、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印も可

※署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

※「押印（認印可）」のみを求めている手続について、これに代えて新たに署名を求めることは規制強化となり、原則として認められない。ただし、改めて手続の性質、実情等に即して検討し、署名を求める実質的な必要性がある場合には、申請者の負担増も考慮したうえで、例外的に署名を存続することは認められる。

(参考例)

住民異動届（住民基本台帳法（転入、転出、転居、世帯変更等）

存続理由：個人の重要な権利義務に係る多数の行政事務の基礎となる手続

虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じ得る

申請のほとんどで「署名」が行われており、負担増は限定的

【判断基準3】 記名のみとするもの

上記の判断基準1、2以外のもの

◇テレワーク用端末導入について

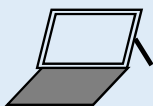
- ・町長、副町長、教育長、課長、係長、保育園長、保育園主任にテレワーク用端末を配布し、通常業務でも利用可能としました。
- ・係員、会計年度任用職員には貸し出し用の端末を準備し必要な場合に借用できます。

◇テレワーク用端末導入による効果

1.働き方改革

⇒テレワークの導入により、柔軟な働き方を選択することが可能となります。

- ・3/1～試験運用
- ・4/1～本格運用予定



<要領抜粋>

- ・週3日を上限とする
- ・対象者は所属長が認める職員
- ・時間外勤務は原則として命令しない

2.業務効率化

⇒場所を選ばず出先機関とのWeb会議が可能となり移動時間を削減できます。



⇒出張時や庁舎外での打ち合わせ時等に業務用メールや資料を閲覧、編集することが可能となります。

⇒災害発生時等には地区派遣職員へ端末を所持させ、避難所となり得る各公民館と迅速なやり取りが可能となります。

3.有事の際の業務継続

⇒災害発生時や新型コロナウイルスなどの感染症対策として、ネットワークに接続された環境であれば場所を問わず業務継続が可能となります。

4.ペーパーレス会議

⇒今後無線LAN環境を順次整備していくことにより各会議室や打ち合わせ等でペーパーレスの会議が可能となります。

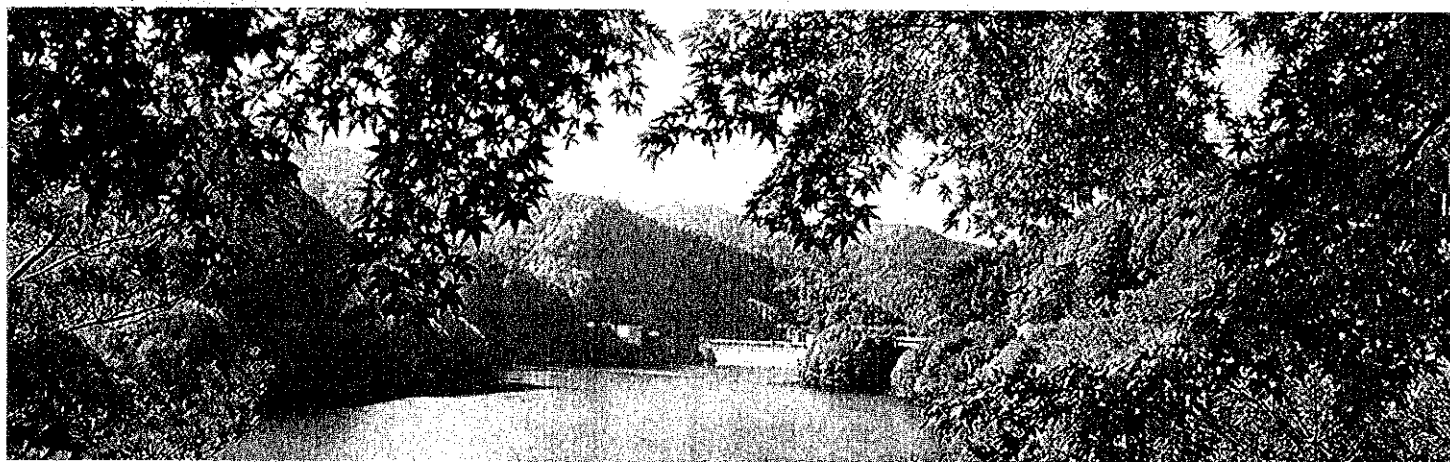


業務を効率化、スリム化していくことにより、きめ細かな行政サービスをご提供いたします。

箕輪町 観光戦略プラン

令和3年度～7年度

概要版



令和3年3月
箕輪町

1

計画の趣旨

箕輪町は製造業を中心に地域経済を維持してきましたが、近年は事業所数・雇用者数とも減少傾向で、人口減少も続いています。暮らしやすい地域として存続するには、様々な産業によって地域経済を維持し、人口減少を抑制する取組みが求められています。

一方で町内では、地域資源を活かした情報発信やイベント開催などの取組みが進められ、もみじ湖やながた自然公園のように年間数万人の観光客が来訪する状況を生んでいます。**町・事業者・住民等が連携してこうした取組みを進めることで、観光を町の経済活性化や交流人口の増加（による人口減少の抑制）につなげることが期待できます。**

そこで箕輪町では、観光振興に取り組む目的・目標・推進方法を「箕輪町観光戦略プラン」として定め、これを幅広い主体と共有し、戦略的に進めることによって、町の経済活性と人口減少の抑制につなげます。



2

箕輪町の観光の現状

●強み

- 箕輪町には高原や湖、景観、農畜産物などの自然資源、また寺院や伝統行事などの歴史・文化資源が豊富にあります。
- ホテル、旅館、ゲストハウスなどの宿泊施設が6つあり、複数のキャンプ場も運営されています。また和洋のレストラン、カフェ、パン屋、ジェラート店など数多くの飲食店があります。
- 事業者による畜産物のブランド化、自然体験・農業体験の販売といった活動も進んでいます。
- 「みのわ祭り」をはじめ、各地区や神社等のお祭り、イベント等が住民主体で開催されています。

●弱み

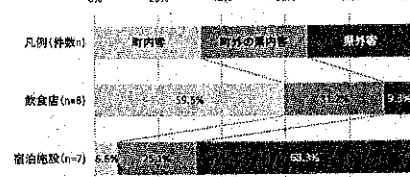
- 飲食店の顧客の多くは町の住民であり、宿泊施設の顧客も出張客が多く、観光客をメインの顧客とした事業者は少ないのが実情です。
- 長野県および上伊那地域の平均と比較すると、箕輪町は県外客の訪問割合が低く、宿泊割合、消費額も低水準です。県外から人を呼び込む力、地域内での宿泊や消費を促す力が弱いと言えます。



▲温泉施設で飲食も提供する「みのわ温泉ながたの湯」と、併設の宿泊施設「ながた荘」
▶「赤そばの里」で開花期に開かれる赤そばまつりには多くの観光客が来訪する（令和元年：3万7700人）

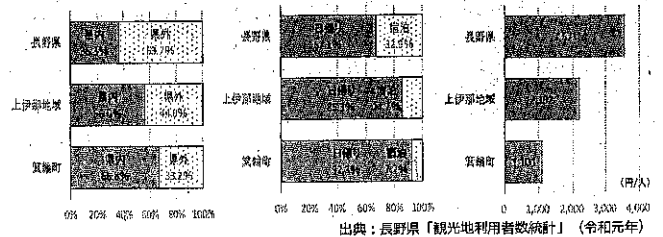


■箕輪町の飲食店および宿泊施設における顧客の居住地別割合



出典：箕輪町観光関連事業者アンケート調査（令和2年度）

■訪問客の県内・県外の割合 ■日帰り・宿泊客の割合 ■訪問客の消費額



●全国的な観光市場の傾向

体験や飲食など魅力的な「コト消費」を楽しめる地域でなければ、観光地としての競争力を保ちにくい状況にあります。さらに新型コロナウイルスの影響により、観光地には新たな観光ニーズに対応した観光商品を提供することが求められています。

箕輪町の観光の課題と展望

- ◆箕輪町には数多くの地域資源と、飲食・宿泊等の事業者が存在し、**一定の観光客を呼び込んでいるものの、そのことが地域経済に十分寄与しておらず、観光地としては発展の途上にあります。**
- ◆町が観光地として発展するためには、**地域資源を活かしながら近年の観光ニーズに応じた魅力的な「観光商品」を増やし、競争力を高めることが求められています。**

3

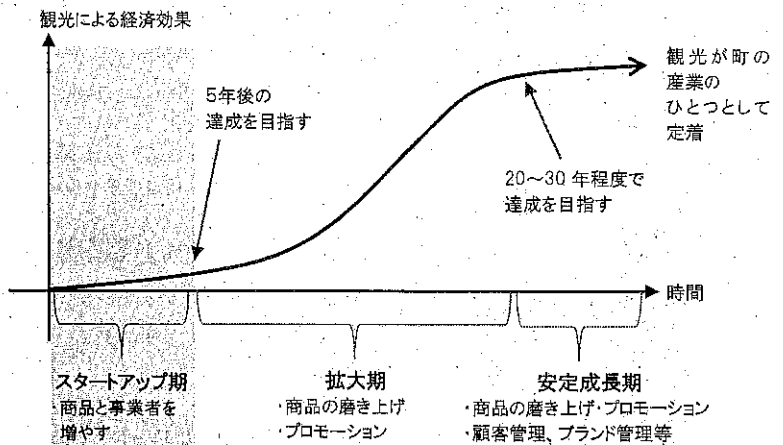
箕輪町の観光振興の考え方

箕輪町は、町を観光地として発展させるために、町内の事業者が地域資源を活かして魅力的な「観光商品」を生み出し、観光事業を創出・発展させる活動を支援していきます。

この取組みを進めるにあたり、箕輪町は右図に示す3段階の中長期プロセス（スタートアップ期、拡大期、安定成長期）を設定します。

直近の5年間は「スタートアップ期」です。ここでは町内で提供される「観光商品」の数を増やすと共に、多くの事業者が積極的に観光商品を提供できるよう支援します。

＜箕輪町の観光振興の中長期プロセス＞



4

目標と施策

本戦略プランは令和3~7年度を観光振興の「スタートアップ期」と定め、次のことに取り組みます。

本戦略プラン
が取り組む
こと

多くの事業者が新たな「観光商品」を数多く生み出すよう、**商品開発に意欲的な事業者を支援し、「観光商品」を生み出したという成功体験を積み上げる**ことで、観光事業への機運向上を図ります。
また、このことを通じて**「中核商品」の「芽」を生み出します。**

- 観光商品……非日常の楽しみを対価を得て提供する飲食、宿泊、お土産、体験、ツアーなどの商品のこと
- 中核商品……観光の目的となり、外から顧客を呼び込んでくる強い力をもった観光商品のこと

単位：件

目標指標	R3年度目標	R4年度目標	R5年度目標	R6年度目標	R7年度目標	5年間の合計
①町が支援した民間事業者の商品開発の取組み	15	20	25	30	35	125
②町の支援で新たに開発された「観光商品」の数	5	8	10	12	15	50
③今後の町として発展・拡大を図る「中核商品の芽」の数	0	0	1	2	2	5

目標の達成に向けて、本戦略プランは大きく「重点施策」と「個別施策」の2つの施策を推進します。

○重点施策では、観光商品の開発とプロモーションを軸に、自立的に顧客を獲得し事業を継続したいという意欲的な事業者を積極的にサポート（側方支援）します。

○個別施策では、観光地としての基本的な取組みを継続すると共に、こうした施策の推進を通じて「重点施策」を後押しします。

＜観光戦略プランで推進する施策＞

＜重点施策＞

観光商品の開発とプロモーション

情報発信、既存資源の活用、広域連携などを通じて、新しい観光商品の開発を後押し

＜個別施策＞

これまでの観光施策を継続（観光地としての基本的取組み）

1. 地域の情報発信・案内
2. 既存のイベントや活動の観光活用
3. 広域観光事業との連携
4. 受入環境の向上

	施策	主な実施内容
重点施策	観光商品の開発とプロモーション 1) 個々の商品開発事業の支援 2) 商品開発のための町内連携の促進 3) 商品開発に係る制度利用や許可等の取得の支援 4) 観光事業を後押しする設備・施設等への投資 5) 観光商品情報の集約とその販促のための情報発信 6) 町民への販売促進と町民による情報発信の推進	町内の観光商品や、観光事業者を増やすため、商品開発の動きを後押しします。 また生み出された商品を顧客に届けるための情報発信にも取り組み、継続的な事業へつながるよう支援します。
	個別施策	
	1. 地域の情報発信・案内 1) 地域の情報発信 2) 来訪者への情報案内	地域の観光情報を地域外に向けて発信すると共に、地域を訪れた顧客に向けた観光情報案内を行います。
	2. 既存のイベントや地域活動の観光活用 1) フェス、映画祭など観光客向けイベントの支援 2) 祭りなど町民による地域活動の観光活用	町内のイベントや地域活動など既存の取組みの観光活用を推進し、より多くの観光客の呼び込みや地域の観光機運の向上を図ります。
	3. 広域観光事業との連携 1) 長野伊那谷観光局と連携したマーケティング 2) 周辺の自治体・観光組織等と連携した情報発信 3) 自転車ルート等の広域観光コンテンツの開発	周辺の自治体・観光組織等と連携し、効率的なマーケティングや情報発信に取り組みます。また広域観光コンテンツの開発を通じ、近隣の顧客を町内に呼び込みます。
	4. 受入環境の向上 1) 来訪満足度向上のための環境整備 2) 老朽化した施設・設備の活用	町内を来訪した観光客の満足度が向上するような環境整備を行います。

重点施策は、右の方針に基づいて実施します。

方針1 重点支援テーマに沿った開発支援

以下のテーマに沿った観光商品開発の取組みを重点的に支援します。

- ①高原、山林、溪流等を活かしたライトな自然体験を提供するもの
- ②地元の農畜産物等を活かした特別な料理を提供するもの
- ③地元の農畜産業の体験コンテンツの拡充や魅力向上を図るもの
- ④アルプスの麓の“田舎暮らし”“ローカルライフ”を価値として提供するもの
- ⑤町の風景・景観や地理的特性を活かした、町内の移動そのものを楽しむもの

方針2 近隣ターゲットを重視した販売促進

現在のサービス事業者の顧客の多くは「町および近隣の住民」とみられるため、まずそこを主要ターゲットと定め、その販売促進に注力します。またこのことで“ウィズコロナ時代”の「マイクロツーリズム（近隣への観光）」に沿った顧客獲得も見込めます。

なお販売促進にあたっては、地域のイベント開催、景観整備、SNSの発信など、観光に関わる活動を行う住民とも連携し、その力を借りて観光の盛り上げを図ります。

方針3 数多くの観光商品の市場投入

数多くの観光商品の市場投入によって、そこから自立的事業を生み出します。